

－宮崎県災害廃棄物処理計画について－

(計画書より抜粋)

策定期期

平成 28 年 3 月

対象としている災害

宮崎県地域防災計画で想定されている以下の 4 つの地震と、風水害、竜巻及び火山災害

- | | | | |
|---|---|---------|----------------|
| ① | 南海トラフ巨大地震 | (海溝型地震) | 廃棄物発生量 770 万トン |
| ② | 日向灘南部地震 | (海溝型地震) | 廃棄物発生量 520 万トン |
| ③ | 日向灘北部地震 | (海溝型地震) | 廃棄物発生量 400 万トン |
| ④ | えびの一小林地震 | (直下型地震) | 廃棄物発生量 90 万トン |
| ⑤ | 風水害等(大雨等による洪水、浸水や台風、低気圧などに伴う竜巻などの風水害及び火山災害) | | |

※ ①の廃棄物量の推計は、宮崎県危機管理局(H25 作成)の被害想定のうち、内閣府が設定した被災ケースのうち最大となるもので算出

※ ②～④の廃棄物量の推計は、宮崎県危機管理局(H18 作成)の被害想定で算出

廃棄物処理の方針

- 1 効率的かつ適正な処理
- 2 計画的かつ迅速な処理
- 3 県内処理の優先
- 4 生活環境の保全と安全性の確保
- 5 リサイクル推進
- 6 コスト削減

連携体制(県内・県外、行政・事業者・業界団体等)

○市町村間の協力支援

1 被災市町村の取組

被災市町村は、処理見込みを立てる中で、市町村県境を越える支援が必要と判断する場合は、必要な支援内容を取りまとめ県に要請するものとする。

なお、被災各市町村は、全 26 市町村が相互締結している「宮崎縣市町村防災相互応援協定」(表-5 参照)や、県内外の自治体と個別に締結している協定に基づき直接支援要請を行うことも可能である。

表－5 市町村間の災害廃棄物処理に係る協定（例）

協定名	協定の相手方	締結日	災害廃棄物に係る支援内容
宮崎縣市町村防災 相互応援協定	26 市町村 市町村間で締結されたもの	H8.8.29	ごみ及びし尿の処理のための装備 及び施設の提供

2 支援市町村の役割

被災しなかった、又は被害の程度が軽度であった市町村は、支援市町村として被災市町村に対する支援を検討する。具体的には、処理施設における災害廃棄物の受入れ、人員派遣、収集・運搬車両など資機材の被災地への融通等に積極的に協力するものとする。

○県による協力支援

県は、被災市町村の要請等に基づき、市町村県境を越えて支援を受けることができるよう総合調整を行う。被災市町村から支援要請がなされない場合でも、状況に応じて迅速な支援に繋げられるよう、近隣市町村における災害廃棄物処理の可否や受入条件等の情報を集約しておく。

また、被災市町村の「災害廃棄物処理実行計画」の作成等を支援し、必要に応じて有識者等から技術的支援が受けられるよう調整を行う。なお、平成 28 年度から災害廃棄物処理体制整備事業（研修会の開催、専門家の派遣、ネットワーク会議の実施）により充実を図っているところである。

○国・近隣他県等による協力支援

1 大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

県は、県外処理が必要な場合には、九州ブロック協議会を通じて九州各県に支援要請を行うことを検討する。

※ 本県は、九州・山口の各県と、平成 23 年 10 月に「九州・山口 9 県災害時応援協定」を締結している。災害時に本協定に基づき各県に支援要請を行う場合は、災害廃棄物処理に係る支援内容等について各県で協議する必要がある。

2 災害廃棄物処理支援ネットワーク（「D.Waste-Net」）

環境省は、過去の災害を通して得られた知見・技術を有効に活用し、地方自治体の災害対応力向上につなげるため、災害廃棄物処理支援ネットワーク（「D.Waste-Net」）を構築している。

県及び市町村は、必要に応じ、D.Waste-Net に支援要請を行うものとする。

3 国の代行処理

国による代行の要否の確認は、被災市町村から事務を受託することのできる県の行政機能の低下の度合いや、災害廃棄物の発生量、県内処理の可否等の観点から検討を行う。

○民間事業者との連携

県は、宮崎県環境保全事業連合会（し尿等収集運搬事業者団体）及び一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会（産業廃棄物事業者団体）との間で締結している協定に基づき、両団体に対して災害廃棄物処理に係る協力要請を行う（表－6参照）。

また、市町村は一般廃棄物処理事業者や産業廃棄物処理事業者だけでなく、建設解体業や運送業などの民間事業者団体との協力体制を平常時から構築するよう努め、県は市町村の取組を支援する。

表－6 県が民間事業者と締結している協定

協定名	協定の相手方	締結日	災害廃棄物に係る支援内容
災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定	宮崎県環境保全事業連合会	H19.7.3	1 ごみ、し尿、浄化槽汚泥等の収集・運搬 2 仮設トイレの設置
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人宮崎県産業廃棄物協会	H21.1.16	災害廃棄物の撤去、収集・運搬、処分

災害廃棄物に係る本県の特徴

過去10年間における水害被害は、九州内においても本県は特に大きく、これらの地勢・気候を考慮しながら災害廃棄物対策を検討する必要がある。

表-2 過去10年間の水害被害額（九州各県比較 単位：千円）

県名	過去10年間の 水害被害合計額 (H16~25)	県内総生産 (H24)	水害被害合計額/ 県内総生産
宮崎県	261,878千円	3,531,012千円	7.42%
鹿児島県	154,409千円	5,347,166千円	2.89%
熊本県	119,657千円	5,639,540千円	2.12%
大分県	76,286千円	4,198,838千円	1.82%
福岡県	129,584千円	17,912,156千円	0.72%
佐賀県	18,937千円	2,644,464千円	0.72%
長崎県	24,191千円	4,403,385千円	0.55%
沖縄県	14,862千円	3,806,582千円	0.39%

出典：国土交通省「水害統計」、内閣府「国民経済計算」

○県内市町村の災害廃棄物処理計画策定状況（H28.5現在）

策定済・・・12

策定中・・・11

策定予定・・・3